

東広島市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年3月29日

東広島市監査委員	水戸晃
同	重河格
同	加藤祥一

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

監査区分	対象施設	対象法人等	対象期間
指定管理者	東広島市駐車場 (西条駅前第 1 自転車駐車場、西条駅前第 2 自転車駐車場、西条駅北第 2 自転車駐車場、寺家駅南自転車駐車場、寺家駅北自転車駐車場、東広島駅前駐車場 (東広島駅前広場自家用車駐車場を含む。)、西条駅前駐車場、西条駅北駐車場、西条岡町駐車場、八本松駅前駐車場、安芸津駅前北駐車場及び安芸津駅前南駐車場)	東広島駐車場管理グループ	令和 2 年度 (令和 2 年 9 月末現在)

第 2 監査の実施期間

令和 2 年 1 1 月 1 6 日から令和 3 年 3 月 1 9 日まで

第 3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第 4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取を実施した。

第 5 監査の結果

東広島市監査委員監査基準に準拠し、第 1 から第 4 に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等については、監査時に口頭で指摘した。

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

監査区分	対象施設	対象法人等	対象期間
指定管理者	憩いの森公園	賀茂地方森林組合	令和 2 年度（令和 2 年 1 1 月末現在）

第 2 監査の実施期間

令和 3 年 1 月 1 5 日から令和 3 年 3 月 1 9 日まで

第 3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第 4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取を実施した。

第 5 監査の結果

東広島市監査委員監査基準に準拠し、第 1 から第 4 に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等については、監査時に口頭で指摘した。

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

監査区分	対象施設	対象法人等	対象期間
指定管理者	東広島市河内パークゴルフ場	こうち交流促進施設運営協議会	令和2年度（令和2年11月末現在）

第 2 監査の実施期間

令和3年1月15日から令和3年3月19日まで

第 3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第 4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取を実施した。

第 5 監査の結果

東広島市監査委員監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等については、監査時に口頭で指摘した。